（様式①）

事　業　計　画　書　目　次

［財政局］　　１７款1項19目　高速鉄道事業会計繰出金　　（単位：千円）

計画書頁	事　業　名	令和２年度		令和元年度		増△減（２－元）		38の政策	新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
40	児童手当補助金	39,756	39,756	39,768	39,768	△ 12	△ 12		
41	基礎年金公的負担補助金	298,589	298,589	279,272	279,272	19,317	19,317		
42	特例債元金補助金	636,000	636,000	1,182,000	1,182,000	△ 546,000	△ 546,000		
43	特例債利子補助金	11,850	11,850	22,758	22,758	△ 10,908	△ 10,908		
44	特別分企業債元利補助金	1,504,719	1,504,719	1,504,719	1,504,719	-	-		
45	出資金（建設改良分）	3,112,000	3,112,000	2,810,000	2,810,000	302,000	302,000		
46	地下高速鉄道整備事業費補助金	255,556	255,556	175,556	175,556	80,000	80,000		
	計	5,858,470	5,858,470	6,014,073	6,014,073	△ 155,603	△ 155,603		

(様式②－1)　　令　和　２　年　度　事　業　計　画　書　（局・統 括 本 部）

［　財政　局　　総務　　課］

事　業　名
17 款　1 項　19 目 **児童手当補助金**

特記事項	
中期計画-３８の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-３８の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	17-1-19 1
令和元年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区　分	金　額	財　源　内　訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和２年度	39,756	0				0	39,756
補助事業							
単独事業		補助率　　%					
令和元年度	39,768						39,768
増△減	△ 12	0	0	0	0	0	△ 12

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	50,016	47,484	46,836
	市債＋一般財源	50,016	47,484	46,836
決算	事業費	40,963	38,695	36,390
	市債＋一般財源	40,963	38,695	36,390

歳出		令和３年度	令和４年度
予算	事業費	39,945	39,425
	市債＋一般財源	39,945	39,425

方針に関する決裁　種別()
有（　　）・(無)

【 事業の目的・必要性及び令和２年度実施内容 】

地方公営企業職員にかかる児童手当に要する経費のうち、国（総務省）の繰出基準に基づき、一般会計からの補助金を予算計上します。

なお19年度から、従来3歳以上からだった児童手当補助に関する給付基準が3歳未満の児童手当の30%まで拡充され、3歳未満の児童手当が1人目から10,000円支給（従前は1～2人目は5,000円、3人目から10,000円）となり、さらに22年度より子ども手当に変更され、支給額が1人あたり13,000円に拡充されています。

また、平成23年10月から3歳未満及び第3子については、15,000円支給に拡充、それ以外については、10,000円支給に減額されています。

その後、平成24年６月分の児童手当から、受給者の所得が所得制限限度額を超える場合（特例給付）が加わっています。

【 実績及び今後見込み 】

○実績及び見込み金額は上段の推移表を参照。

なお、総務省の繰出基準に基づく補助金であり、今後、法令や繰出基準が変更となった場合は、金額の増減が発生します。

参考：これまでの繰出基準推移（19年度以降抜粋）

	変更前		変更後
平成19年４月～	３歳未満児童１～２人目は支給額5,000円 ３歳未満の児童は繰出基準対象外	➡	３歳未満児童１人目から支給額10,000円 ３歳未満の児童は支給額30%が繰出基準対象
平成22年４月～	３歳未満児童１人目から支給額10,000円 ３歳未満の児童は支給額30%が繰出基準対象	➡	中学修了まで一律13,000円、３歳未満の児童は 支給額から7,000円を除いた額が繰出基準対象
平成23年10月～	中学修了まで一律13,000円、３歳未満の児童は 支給額から7,000円を除いた額 が繰出基準対象	➡	３歳未満児童及び第３子は支給額15,000円、 それ以外は支給額10,000円 ３歳未満児童は支給額から7,000円を除いた額が繰出基準対象
平成24年６月～	３歳未満児童及び第３子は支給額15,000円、 それ以外は支給額10,000円 ３歳未満児童は支給額から7,000円を除いた額 が繰出基準対象	➡	３歳未満児童及び３歳から小学生までの第３子以降は 支給額15,000円、それ以外は支給額10,000円、 ただし、受給者の所得が所得制限限度額を超える場合は 支給額5,000円（特例給付） ３歳未満児童は支給額の8/15が繰出基準対象額

【 事業費の内訳 】

３歳未満				３歳～中学生まで		第３子（３歳～小学校修了前）		特例給付	
延支給児童数(人)	年間支給額(千円)	補助対象額		延支給児童数(人)	年間支給額(千円)	延支給児童数(人)	年間支給額(千円)	延支給児童数(人)	年間支給額(千円)
15,000円/月	(a)	年間支給額	(b)	10,000円/月	(c)	15,000円/月	(d)	5,000円/月	(e)
56	10,080	×8/15	5,376	213	25,560	39	7,020	30	1,800

※30年度決算において精算は発生していない。

補助対象額　(b)＋(c)＋(d)＋(e)　＝　39,756　千円

【 事業スケジュール 】

○年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助

【 事業開始年度 】

○平成12年度に繰出基準に追加され、同年度から補助開始

【 根拠法令 】

○地方公営企業法　第17条の３

○地方公営企業繰出基準（総務省）

【 根拠とするデータ等 】

○横浜市交通局職員数

	課長	係長	庶務係
本資料は、公正・適正に作成しました。	藤村　英樹	田中　郁雄	阿武　拓実

（様式②－1）　　令　和　２　年　度　事　業　計　画　書　（局・統括本部）

［　財政　局　　総務　　課］

事　業　名
17 款　1 項　19 目
基礎年金公的負担補助金

特記事項	
中期計画-３８の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-３８の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	17-1-19 2
令和元年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区　分	金　額	財源内訳 国	県			一般財源等 市債	一般財源
令和２年度	298,589	0				0	298,589
補助事業							
単独事業		補助率　　%					
令和元年度	279,272						279,272
増△減	19,317	0	0	0	0	0	19,317

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	306,178	314,655	286,470
	市債＋一般財源	306,178	314,655	286,470
決算	事業費	294,345	294,606	280,519
	市債＋一般財源	294,345	294,606	280,519

歳出		令和３年度	令和４年度
予算	事業費	306,778	306,462
	市債＋一般財源	306,778	306,462

方針に関する決裁　種別()
有（　　）・(無)

【 事業の目的・必要性及び令和２年度実施内容 】

○事業目的

地方公営企業の経営の健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金について、公的負担に要する経費を計上するものです。

○繰出基準

・前々年度において経常収益（基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計から当該事業に係る特別会計に繰入れられた額を除く。）の経常費用に対する不足額を生じているもの又は前年度において繰越欠損金があるものとする。

・繰出しの基準額は、職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額又は前年度の繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。）とする。

（高速鉄道事業会計の状況）

平成30年度経常収益　50,743,598,152 円－A

うち基礎年金公的負担補助金　280,519,247 円－B

平成30年度経常費用　41,952,793,284 円－C

平成30年度経常収支の不足額

8,510,285,621 円－(a)・・・不足額なし

令和元年度累積欠損金（予定）　▲ 144,878,394,000 円－(b)

【 実績及び今後見込み 】　（単位：千円）

	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込
事業費	232,134	294,345	294,606	280,519	279,272	298,589	306,778
市債＋一般財源	232,134	294,345	294,606	280,519	279,272	298,589	306,778

なお、総務省の繰出基準に基づく補助金であり、今後、法令や繰出基準が変更となった場合は、金額の増減が発生します。

【 事業費の内訳 】

○令和２年度算定基礎数値

標準報酬　7,289,756 千円　　7,289,756 千円　×　40.96　/　1000　＝　298,589 千円　基礎計上額

○平成30年度精算分

平成30年度繰入額　280,519 千円　－　決算額　280,519 千円　＝　0 千円　・・・精算なし

○基礎計上額に対し、前々年度の経常収支の不足額又は前年度の繰越欠損金額を上限として額を計上

令和２年度計上額　298,589 千円（基礎計上額）　＋　0 千円（前々年度精算額）　＝　298,589 千円

【 事業スケジュール 】

○年間の基礎年金拠出額を基に、年度末に一括補助

【 事業開始年度 】

○平成13年度に繰出基準に追加され、同年度から補助開始

【 根拠法令 】

○地方公営企業法　第17条の３

○地方公営企業繰出基準（総務省）

【 根拠とするデータ等 】

○横浜市交通局職員数

	課長	係長	庶務係
本資料は、公正・適正に作成しました。	藤村　英樹	田中　郁雄	阿武　拓実

（様式②－1）　　令　和　2　年　度　事　業　計　画　書　（局・統 括 本 部）

［　財政　局　　総務　　課］

事　業　名
17 款　1 項　19 目 **特例債元金補助金**

特記事項	
中期計画-３８の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-３８の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	17-1-19 3
令和元年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区　分	金　額	財　源　内　訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和２年度	636,000	0				0	636,000
補助事業							
単独事業		補助率　　%					
令和元年度	1,182,000						1,182,000
増△減	△ 546,000	0	0	0	0	0	△ 546,000

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	3,033,000	2,780,000	1,820,000
	市債＋一般財源	3,033,000	2,780,000	1,820,000
決算	事業費	3,033,000	2,780,000	1,820,000
	市債＋一般財源	3,033,000	2,780,000	1,820,000

歳出		令和３年度	令和４年度
予算	事業費	533,000	338,000
	市債＋一般財源	533,000	338,000

方針に関する決裁　種別()
有（　　）・(無)

【 事業の目的・必要性及び令和２年度実施内容 】

○事業目的

地下鉄事業の支払利子負担を軽減し、経営の安定化を図るため、地下鉄事業特例債の発行を認めるとともに、その元利償還について、所要の助成を講じる制度です。

地方公営企業繰出基準に基づき、所要の特例債償還元金補助金を計上します。

○補助制度の概要（繰出基準）

●続特例債

・発行対象：　昭和58～平成2年度までに発行した建設費充当企業債にかかる支払利息
・発行期間：　平成15年度から平成24年度まで（10年間）
・元金補助：　償還元金相当額を一般会計補助
・利子補助：　支払利息に相当する額を一般会計補助（平成16年度から）

●再特例債

・発行対象：　平成3～12年度までに発行した建設改良費充当企業債にかかる支払利息
・発行期間：　平成25年度から令和４年度まで（10年間）
・元金補助：　償還元金相当額を一般会計補助
・利子補助：　なし

【 実績及び今後見込み 】

（単位：千円）

	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込
事業費	2,366,072	3,033,000	2,780,000	1,820,000	1,182,000	636,000	533,000
市債＋一般財源	2,366,072	3,033,000	2,780,000	1,820,000	1,182,000	636,000	533,000

【 事業費の内訳 】

（単位：千円）

	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込
続特例債	2,366,072	3,033,000	2,780,000	1,820,000	1,182,000	636,000	533,000
再特例債	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,366,072	3,033,000	2,780,000	1,820,000	1,182,000	636,000	533,000

※再特例債は対象債の償還がまだ発生していないため計上なし

【 事業スケジュール 】

○上期、下期に支払う元利償還にあわせて、上期分・下期分を繰出します。

【 事業開始年度 】

○昭和53年度

【 根拠法令 】

○地方公営企業法　第17条の３

○地方公営企業繰出基準（総務省）

【 根拠とするデータ等 】

○過年度発行債償還計画

	課長	係長	庶務係
本資料は、公正･適正に作成しました。	藤村　英樹	田中　郁雄	阿武　拓実

（様式②－1）　　令　和　2　年　度　事　業　計　画　書　（局・統括本部）

［　財政　局　　総務　　課］

事業名
17 款　1 項　19 目 **特例債利子補助金**

特記事項	
中期計画-３８の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-３８の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	17-1-19 4
令和元年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和２年度	11,850	0				0	11,850
補助事業							
単独事業		補助率　　%					
令和元年度	22,758						22,758
増△減	△ 10,908	0	0	0	0	0	△ 10,908

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	121,446	85,050	40,770
	市債＋一般財源	121,446	85,050	40,770
決算	事業費	121,446	85,050	40,770
	市債＋一般財源	121,446	85,050	40,770

歳出		令和３年度	令和４年度
予算	事業費	8,034	2,443
	市債＋一般財源	8,034	2,443

方針に関する決裁　種別()
有（　　）・(無)

【 事業の目的・必要性及び令和２年度実施内容 】

○事業目的

地下鉄事業の支払利子負担を軽減し、経営の安定化を図るため、地下鉄事業特例債の発行を認めるとともに、その元利償還について、所要の助成を講じる制度です。

地方公営企業繰出基準に基づき、所要の特例債償還利子補助金を計上します。

○補助制度の概要（繰出基準）

●続特例債

・発行対象：　昭和58～平成2年度までに発行した建設費充当企業債にかかる支払利息
・発行期間：　平成15年度から平成24年度まで（10年間）
・元金補助：　償還元金相当額を一般会計補助
・利子補助：　支払利息に相当する額を一般会計補助（平成16年度から）

●再特例債

・発行対象：　平成3～12年度までに発行した建設改良費充当企業債にかかる支払利息
・発行期間：　平成25年度から令和４年度まで（10年間）
・元金補助：　償還元金相当額を一般会計補助
・利子補助：　なし

【 実績及び今後見込み 】

（単位：千円）

	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込
事業費	135,571	121,446	85,050	40,770	22,758	11,850	8,034
市債＋一般財源	135,571	121,446	85,050	40,770	22,758	11,850	8,034

【 事業費の内訳 】

（単位：千円）

	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込
続特例債	135,571	121,446	85,050	40,770	22,758	11,850	8,034
再特例債							
合計	135,571	121,446	85,050	40,770	22,758	11,850	8,034

※再特例債は対象外

【 事業スケジュール 】

○上期、下期に支払う元利償還にあわせて、上期分・下期分を繰出します。

【 事業開始年度 】

○昭和53年度

【 根拠法令 】

○地方公営企業法　第17条の３

○地方公営企業繰出基準（総務省）

【 根拠とするデータ等 】

○過年度発行債償還計画

	課長	係長	庶務係
本資料は、公正・適正に作成しました。	藤村　英樹	田中　郁雄	阿武　拓実

（様式②－1）　　令　和　２　年　度　事　業　計　画　書　（局・統括本部）

［　財政　局　　総務　　課］

事　業　名
17 款　1 項　19 目 **特別分企業債元利補助金**

特記事項	
中期計画-３８の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-３８の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	17-1-19 5
令和元年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区　分	金　額	財　源　内　訳				一　般　財　源　等	
		国	県			市債	一般財源
令和２年度	1,504,719	0				0	1,504,719
補助事業							
単独事業		補助率　　％					
令和元年度	1,504,719						1,504,719
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	1,504,719	1,504,719	1,504,719
	市債＋一般財源	1,504,719	1,504,719	1,504,719
決算	事業費	1,504,718	1,504,718	1,504,718
	市債＋一般財源	1,504,718	1,504,718	1,504,718

歳出		令和３年度	令和４年度
予算	事業費	1,504,719	1,504,719
	市債＋一般財源	1,504,719	1,504,719

方針に関する決裁　種別()
有（　　）・(無)

【 事業の目的・必要性及び令和２年度実施内容 】

○事業目的

横浜環状鉄道中山～日吉間については、地下鉄緊急整備事業制度（総務省所管）が適用され、高田町～東山田、川和町～中山の２区間が地方単独区間と定められました。

地下鉄緊急整備事業に基づき実施する地方単独事業費（地下鉄緊急整備単独事業分）の８０％について、都市高速鉄道事業債（特別分企業債）の発行を行い、その元利償還金の２/３相当額について、地方公営企業繰出基準に基づき、補助金を計上するものです。

○補助制度の概要（繰出基準）

・地方単独区間事業費×２０％＝一般会計出資金（出資債）

・地方単独区間事業費×８０％＝都市高速鉄道事業債（特別分企業債）

↓

元利償還金の２/３について一般会計から補助

【 実績及び今後見込み 】

（単位：千円）

	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込
事業費	1,504,718	1,504,718	1,504,718	1,504,718	1,504,719	1,504,719	1,504,719
市債＋一般財源	1,504,718	1,504,718	1,504,718	1,504,718	1,504,719	1,504,719	1,504,719

【 事業費の内訳 】

（単位：千円）

	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込
特別債利子	673,785	643,549	612,716	581,273	549,209	516,509	483,163
特別債元金	1,583,293	1,613,529	1,644,362	1,675,805	1,707,869	1,740,569	1,773,915
元利償還額計	2,257,078	2,257,078	2,257,078	2,257,078	2,257,078	2,257,078	2,257,078
補助額（２/３）	1,504,718	1,504,718	1,504,718	1,504,718	1,504,719	1,504,719	1,504,719

【 事業スケジュール 】

○上期、下期に支払う元利償還にあわせて、上期分・下期分を繰出します。

【 事業開始年度 】

○平成10年度

【 根拠法令 】

○地方公営企業法　第17条の３

○地方公営企業繰出基準（総務省）

【 根拠とするデータ等 】

○過年度発行債償還計画

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務係
	藤村　英樹	田中　郁雄	阿武　拓実

（様式②－1）　　令　和　２　年　度　事　業　計　画　書　（局・統括本部）

［　財政　局　　総務　　課］

事　業　名
17 款　1 項　19 目 **出資金（建設改良分）**

特記事項	
中期計画-３８の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-３８の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	17-1-19 6
令和元年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区　分		金　額	財　源　内　訳				一　般　財　源　等	
			国	県			市債	一般財源
令和２年度		3,112,000	0				3,112,000	0
	補助事業							
	単独事業		補助率　　％					
令和元年度		2,810,000					2,810,000	0
増△減		302,000	0	0	0	0	302,000	0

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	1,887,000	2,121,000	2,676,000
	市債＋一般財源	1,887,000	2,121,000	2,676,000
決算	事業費	2,704,000	2,498,000	2,936,000
	市債＋一般財源	2,704,000	2,498,000	2,936,000

歳出		令和３年度	令和４年度
予算	事業費	5,394,000	5,267,000
	市債＋一般財源	5,394,000	5,267,000

方針に関する決裁　種別()
有（　　）・(無)

【 事業の目的・必要性及び令和２年度実施内容 】

○事業目的

地方公営企業繰出基準に基づき、所要の出資金を計上します。

○繰出基準

建設改良費の20%とする。

【 実績及び今後見込み 】

（単位：千円）

	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込
事業費	2,081,000	2,704,000	2,498,000	2,936,000	2,810,000	3,112,000	5,394,000
市債＋一般財源	2,081,000	2,704,000	2,498,000	2,936,000	2,810,000	3,112,000	5,394,000

【 事業費の内訳 】

（単位：千円）

区分		金額
事業費		20,458,516
財源内訳	企業債	15,321,000
	出資（法定）	3,112,000
	国庫補助	230,000
	一般会計補助	255,556
	その他	1,539,960

【 事業スケジュール 】

○建設改良費の執行状況により、年度末に繰出しを行います。

【 事業開始年度 】

○昭和45年度

【 根拠法令 】

○地方公営企業法　第18条

○地方公営企業繰出基準（総務省）

【 根拠とするデータ等 】

○市営交通中期経営計画

	課長	係長	庶務係
本資料は、公正・適正に作成しました。	藤村　英樹	田中　郁雄	阿武　拓実

（様式②－1）　　令　和　２　年　度　事　業　計　画　書　（局・統括本部）

［　財政　局　　総務　　課］

事　業　名
17 款　1 項　19 目 **地下高速鉄道整備事業費補助金**

特記事項	
中期計画-３８の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-３８の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	17-1-19 7
令和元年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区　分	金　額	財　源　内　訳				一　般　財　源　等	
		国	県			市債	一般財源
令和２年度	255,556	0				255,000	556
補助事業							
単独事業		補助率　　％					
令和元年度	175,556					175,000	556
増△減	80,000	0	0	0	0	80,000	0

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	45,556	261,112	180,000
	市債＋一般財源	45,556	261,112	180,000
決算	事業費	767,778	594,444	551,280
	市債＋一般財源	767,778	594,444	551,280

歳出		令和３年度	令和４年度
予算	事業費	244,863	359,816
	市債＋一般財源	244,863	359,816

方針に関する決裁　種別()
有（　　）・無

【 事業の目的・必要性及び令和２年度実施内容 】

防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都圏直下地震・南海トラフ地震などに備えて、より多くのお客様の安全を確保する観点や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的な機能も考慮し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策をより一層推進するもの。

また、乗換利便性の向上やそれに伴う都内等へのアクセス性の向上、あるいは駅バリアフリー化推進を目的に、エレベーターの新設を行うもの。

【 実績及び今後見込み 】

（単位：千円）

	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込
事業費	536,667	767,778	594,444	551,280	175,556	255,556	244,863
市債＋一般財源	536,667	767,778	594,444	551,280	175,556	255,556	244,863

【 事業費の内訳 】

（単位：千円）

区分		金額
事業費		894,803
財源内訳	企業債	230,000
	出資（法定）	178,000
	国庫補助	230,000
	一般会計補助	255,556
	その他	1,247

【補助率】

国庫補助金　　＝事業費×102％×80％(出資分控除)×90％(国庫補助１割圧縮)×35％(補助率)

一般会計補助金＝事業費×102％×80％×35％

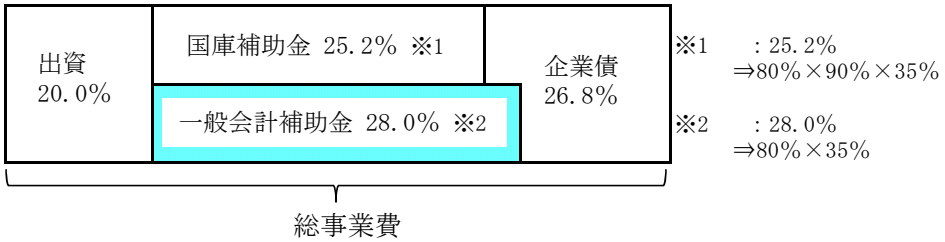

【 事業スケジュール 】

○事業費確定後、年度末に繰出します。

【 事業開始年度 】

○平成25年度

【 根拠法令 】

○地方公営企業法　第17条の３

○地方公営企業繰出基準（総務省）

【 根拠とするデータ等 】

○市営交通中期経営計画

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務係
	藤村　英樹	田中　郁雄	阿武　拓実